

調理業務従事証明書作成方法について

受験者及び証明者の方は必ずお読みください。

1 証明者について

原則として勤務施設の長（経営者）が証明してください。受験者本人は作成できません。

法人・団体等の証明者は、受験者の雇用等に係る人事権を有していることが必要です。

ただし、次の場合は第三者※による証明が必要です。

- ①施設の長（経営者）が受験者本人
- ②施設の長（経営者）と受験者が配偶者又は二親等以内の血族（親子、兄弟、祖父母など）
- ③勤務していた施設の廃業等により、証明が得られない
（当該施設が個人経営で、当時の経営者に証明が得られる場合を除く）

※第三者として証明できる者は次のとおりです。

- ①所属している飲食店関係団体（例：調理師会・食品衛生協会）の団体の長（代表者）
- ②同業種の施設長（経営者）

2 職歴について

受験資格を満たす条件については、**調理業務従事証明書裏面の「職歴に関する注意事項」**で確認してください。

3 提出枚数について

次の場合については、**証明書が複数枚必要**です。証明書の用紙をコピーして使用してください。

- ①1施設の従事期間が2年未満で、複数の施設（支店等を含む）での従事期間が通算2年以上になる場合
- ②同一施設の勤務で、従事期間が継続していない場合
- ③同一施設の勤務で、異なる勤務形態（勤務日数・勤務時間）が混在する場合

ただし、②及び③については、千葉県指定様式の内訳書を添付することで1枚の証明書での提出も可能です。

詳しくは、千葉県健康づくり支援課（電話043-223-2667）にお問い合わせください。

4 訂正方法について

書類は、黒のボールペン（いわゆる「消せるボールペン」は不可）で、かい書で正確に記入してください。

証明書の内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、証明印（実印又は職印）と同じ印を押して訂正してください。修正液、修正テープ及び砂消しでの修正はできません。《記入上の注意及び記入例》参照

5 その他

施設の営業許可年月日、営業許可番号又は給食施設の開設年月日が廃業等により不明の場合は、「許可年月日」「開設年月日」の右余白部分に理由を記入してください。（例：廃業により不明）

6 証明印について

(1) 証明者が個人の場合

- ①印鑑登録してある**実印**を使用してください。
- ②**印鑑登録証明書**（調理業務従事証明書の証明日の前後3か月以内に発行されたもの）を添付してください。

(2) 証明者が法人又は団体の場合

- ①施設長（経営者）等の職印を使用してください。（法人にあっては法人登記されているもの）
例：代表取締役社長印、理事長印、学校長印、園長印、組合長印 等
※社印、学校印、組合印等で役職名がないものは認められません。
- ②職印が役職名のみの場合は、所属団体の印も併せて押印してください。



証明印の例は「調理業務従事証明書」裏面に記載してありますので、参照してください。

※調理業務従事証明書の内容に疑義がある場合、証明者の方に直接確認させていただくことがあります。
願書審査時に証明者に連絡がとれない場合は、願書は受理できません。
また、事実と違うことが判明した場合は、受験資格又は合格を取り消すことがあります。

《記入上の注意及び記入例》

証明者(施設長、経営者等)が記入する書類です。
※受験者は記入できません。

(千葉県調理師試験受験用)

必ず記入上の注意及び記入例<職歴に関する注意事項><証明印の例>を参照し作成すること。

調理業務従事証明書

受験者が勤務している(していた)施設(店舗)の名称を記載

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

従事者氏名(受験者) 千葉一郎
生年月日 昭和・平成 40年 1月 1日
勤務施設所在地 千葉市中央区市場町〇-〇
電話番号 043(222)××××

更新になっている場合は、最新のものを記入

施設の種類により、どちらか一方の欄に記載
※給食の受託業者で、飲食店営業許可がある場合は、上の「飲食店関係営業」の欄も記入してください。

給食施設は1日の提供回数と提供食数を記載
※1回20食以上又は1日50食以上調理していること

この証明書を作成した年月日を記載

※証明日より未来の日までは証明できません。

2に該当の場合証明者の職名を記載

勤務施設名	株式会社×××× レストラン〇〇 中央支店	勤務施設所在地	千葉市中央区市場町〇-〇 電話番号 043(222)××××
種類 (該当のところに〇印をつけること)	許可・開設年月日 許可保健所・許可番号	調理業務の内容 ①具体的な料理名(3品)を記載 ②該当調理項目	
飲食店関係営業 (1) 飲食店営業(喫茶店営業を除く) (2) 魚介類販売業 (3) そうざい製造業 (4) 複合型そうざい製造業 ※給食の受託の場合は、下記の「給食施設」欄も記入してください。	許可年月日 ※最新の情報を記載 令和 2年 5月 1日 許可保健所名 千葉市 保健所 許可番号 第2020-1234号	①具体的な料理名(3品)を記載 (ハンバーグ) (野菜のてんぷら) (さばのみそ煮) ②上記①の料理に該当する調理項目全てに〇をつける 切る・焼く・煮る・蒸す 揚げ・茹でる・炒める その他※() () () ※その他は作業内容を具体的に記載すること(例: 刺身を作る 吸い物を作る)	
給食施設 (1日 1回 合計 50食) (1) 寄宿舎 (2) 学校 (3) 病院 (4) 事業所 (5) 社会福祉施設 (6) 介護老人保健施設 (7) 矯正施設 (8) 自衛隊 (9) 給食センター (10) その他	開設年月日 【注意】(3) 参照 昭和・平成 令和 4年 4月 1日 ※給食の受託業者で、飲食店営業許可がある場合は、上の「飲食店関係営業」の欄も記入してください。	上記の施設で調理業務に従事した期間 昭和・平成 令和 7年 4月 1日から 昭和・平成 令和 7年 5月 20日まで 計 30年 1月 勤務日数及び時間 (原則 週4日以上 1日6時間以上の勤務が必要) 現在も勤務している場合は、証明日と同日とすること 5日/週 7時間/日	
廃業年月日		証明日 令和 7年 5月 20日	

主に担当している料理名を3品記載
(具体的な名称とし調理全般、魚料理、煮物、揚げ物等、抽象的な記載はしないこと)

①の料理を調理する際に行っている調理項目全てに〇をつける。
調理項目に該当するものがない場合は、その他に具体的な作業内容を記載すること。
下記の「調理業務の内容に係る注意事項」参照

1月未満は切り捨て

訂正箇所には二重線を引き、証明印と同じ印を押すこと

※修正液・修正テープ・砂消しは使用しないこと

住所	千葉市中央区中央〇-〇〇-〇	実印又は職印
電話番号	043(223)××××	 該当の数字に〇をつける 1 個人(実印) 2 法人登記済印又は役職印
法人名又は施設名	株式会社××××	
地位	1 個人経営者 2 法人・団体等の代表者(職名等を記入) 該当に〇 職名: 代表取締役社長 ※証明者は人事権を有すること。	1 個人が証明する場合は、実印とし「 印鑑登録証明書 」(証明日の前後3か月以内に発行したもの)を添付すること。 2 法人が証明する場合は、法人登記済印又は役職印等の職印を使用すること。
氏名	山田太郎	
証明者が施設の長(経営者)でない場合の理由(該当の数字に〇をつける)		
1 施設長(経営者)と受験者が同一人 2 施設長(経営者)と受験者が夫婦 3 施設長(経営者)と受験者が二親等以内の血族(親子等) 4 その他(具体的な理由を記載)		

注意(1) 原則として当該施設長(経営者)が証明すること。ただし、従事者(受験者)と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族若しくは廃業等によって元の施設長がいなかった場合は、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明すること。
(2) 証明印は、当該施設の施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は印鑑届出のある印を用い、印鑑証明を添付すること。
(3) 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であって多数人に対して飲食物を調理して供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

証明者が施設長(経営者)でない場合は、該当の数字に〇をつける。
◎1~3の場合は、施設長(経営者)は証明することができません。
その場合は、調理師会等所属団体の長又は同業種の施設長(経営者)が証明してください。
◎4の場合は、具体的な理由を記載してください。【例: 勤務施設が廃業のため】

※調理業務の内容に係る注意事項
調理補助として1つの作業だけを専門に行っている場合は、調理経験として認められません。
【例: 下準備として材料を切るだけ 半調理品を焼くだけ 等】

証明者(施設長、経営者等)が記入する書類です。
※受験者は記入できません。

(千葉県調理師試験受験用)

必ず<記入上の注意及び記入例><職歴に関する注意事項><証明印の例>を参照し作成すること。

調理業務従事証明書

				従事者氏名(受験者)	
上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。				生年月日 昭和・平成 年 月 日	
施設の 種類	勤務 施設名		勤務施設 所在地	電話番号 ()	
	種 類 (該当のところに○印をつけること)		許 可 ・ 開 設 年 月 日 許可保健所・許可番号		調理業務の内容 ①具体的な料理名 ②該当調理項目
	飲 食 店 営 業	1 飲食店営業(喫茶店営業を除く。) 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業 4 複合型そうざい製造業 ※給食の受託の場合は、下記の「給食施設」欄も記入してください。	許可年月日 ※最新の情報を記載 年 月 日		①具体的な料理名(3品)を記載 () () ()
			許可保健所名 保健所		②上記①の料理に該当する調理項目 全てに○をつける
			許可番号 第 号		
給食施設	(1日 回 合 計 食) 1 寄宿舍 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設 7 矯正施設 8 自衛隊 9 給食センター 10 その他	開設年月日 【注意】[3] 参照 昭和 平成 令和 年 月 日 ※給食の受託業者で、飲食店営業許可がある場合は、上の「飲食店関係営業」の欄も記入してください。		切る・焼く・煮る・蒸す 揚げる・茹でる・炒める その他※() () () ※その他は作業内容を具体的に記載すること (例:刺身を作る 吸い物を作る)	
上記の施設で調理業務に従事した期間			昭和・平成・令和 年 月 日から 昭和・平成・令和 年 月 日まで 計 年 月		
勤 務 日 数 及 び 時 間 (原則 週4日以上 1日6時間以上の勤務が必要)			日/週 時間/日		
廃 業 年 月 日			昭和・平成・令和 年 月 日		
証 明 日		令和 年 月 日		証明書を訂正する場合は必ず下記の実印又は職印と同じ印鑑を押印して訂正してください。	

証 明 者	住 所	※証明者が法人の場合は登記している住所、個人の場合は印鑑登録証明書に記載の住所を記入		実印又は職印	
	電話番号	()		該当の数字に○をつける	
	法 人 名 又 は 施 設 名			1 個人(実印) 2 法人登記済印又は役職印	
	地 位	1 個人経営者 2 法人・団体等の代表者(職名等を記入)		1 個人が証明する場合は、実印とし 印鑑登録証明書(証明日の前後3か月以内に発行したもの)を添付すること。	
	該 当 に ○	職 名 : ※証明者は人事権を有すること。		2 法人が証明する場合は、 法人登記済印又は役職印等の職印を使用すること。	
	氏 名				
	証明者が施設の長(経営者)でない場合の理由(該当の数字に○をつける)				
1 施設長(経営者)と受験者が同一人 2 施設長(経営者)と受験者が夫婦 3 施設長(経営者)と受験者が二親等以内の血族(親子等) 4 その他(具体的理由を記載)					

注意 [1] 原則として当該施設長(経営者)が証明すること。ただし、従事者(受験者)と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族若しくは廃業等によって元の施設長がいない場合は、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明すること。
[2] 証明印は、当該施設の施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は印鑑届出のしてある印を用い、印鑑証明を添付すること。
[3] 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって多数人に対して飲食物を調理して供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

職歴に関する注意事項

- 原則として週4日以上かつ1日6時間以上の勤務が必要です。
- 調理業務従事証明書の証明日まで上記1の勤務形態での調理業務従事期間が2年以上あることが必要です。
- 次の場合は、調理業務に従事したとは認められません。
 - 主として運搬・配達業務、食器洗浄、接客業務（会計・ホールスタッフ）等に従事している者
 - 昼間の学校に在学中に調理業務に従事している者（大学・各種学校・定時制又は通信教育にかかる生徒を除く）
 - 栄養士、保育士、研究員等の職種として採用され、調理業務に従事している者（通常の勤務体系で専ら調理業務に従事している場合は、認められます。）
 - 食材を洗う、料理を盛り付ける又は料理を再加熱して供する業務しか行っていない者
 - 主として製菓（ケーキ・デザート類）又は製パン業務に従事している者
 - 調理補助として1つの作業だけを専門に行っている者（例：下準備として材料を切るだけ、半調理品を焼くだけ 等）

証明印の例

1. 証明者が個人の場合

法人組織でない
個人経営者(施設長)の場合

実印を押印

実印又は職印



該当の数字に
○をつける

- ① 個人(実印)
- ② 法人登記済印
又は役職印

※印鑑登録証明書を必ず添付してください。

(調理業務従事証明書の証明日の前後3か月以内に発行のもの)

2. 証明者が法人又は団体の場合

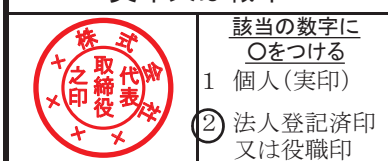
法人組織の経営者(施設長)
又は団体の長が証明者の場合

法人登記済印
又は役職印を押印

【法人登記済印及び職印の例】

(1)法人の代表者印

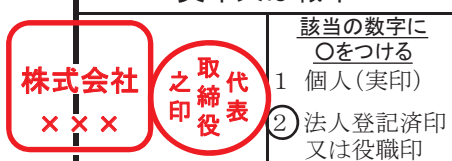
実印又は職印



- 該当の数字に
○をつける
- ① 個人(実印)
 - ② 法人登記済印
又は役職印

(2)職印と団体印併用の場合

実印又は職印



- 該当の数字に
○をつける
- ① 個人(実印)
 - ② 法人登記済印
又は役職印

※職印が役職名のみの場合は
団体印も押印してください。

(3)施設長の印

実印又は職印



- 該当の数字に
○をつける
- ① 個人(実印)
 - ② 法人登記済印
又は役職印

(4)所属団体の組合長印

実印又は職印



- 該当の数字に
○をつける
- ① 個人(実印)
 - ② 法人登記済印
又は役職印

(5)法人の代表以外の役職印

実印又は職印



- 該当の数字に
○をつける
- ① 個人(実印)
 - ② 法人登記済印
又は役職印

※受験者の雇用等に係る人事権を
有していること

【認められない例】

①単なる社印

× 株 社
× × 式
× × 会

②単なる学校印

小 立 △
学 ○ △
校 ○ 市

③単なる組合印

合 食 ◇
之 店 ◇
印 組 飲

④日付が入っている印

